

目黒区総合庁舎レストラン業務委託に関する条件（概要）

1 コンセプト

職員の福利厚生を目的とした良質低廉な食事の提供を行うとともに、庁舎機能の一部として「区民に親しまれる庁舎」を意識し、来庁者の利用も考慮したレストランであること。

2 運営方法

- (1) 使用施設及び住所：目黒区総合庁舎本館 1 階 目黒区上目黒 2-19-15
- (2) 面積及び客席数：約 309㎡（うち厨房約 94㎡）、客席は令和 7 年 5 月時点で 118 席
※営業時間帯以外の客席部分は、一般に開放することがある。
- (3) 控室等：約 68㎡（2 階 37㎡+1 階 31㎡）
- (4) 使用料：免除
- (5) 営業日：原則として区役所開庁日（年間 245 日程度）
- (6) 営業時間：昼食 11:00～14:00
（夜間 17:30～21:00 の範囲内）
*夜間営業は、原則、団体（10人以上）による予約の場合。
- (7) 対象者：目黒区職員互助会員及び来庁者等（参考数値／庁舎内互助会員数：約 1,700 人）
- (8) サービス方式：セルフサービス及びデリバリー（デリバリーの対象は原則として弁当のみ）
- (9) 支払い方法：食券自動販売機による食券方式。デリバリー弁当のみ現金方式とする。

3 業務管理

- (1) 調理従事者の指定
調理に従事する者のうち 1 人以上は、集団調理業務に 5 年以上の経験を有し、調理師の有資格者とする。
- (2) 業務責任者の設置
業務遂行上の受託者としての責任を負うべき業務責任者を設置し、食品衛生責任者の任に充て目黒区職員互助会（以下、「互助会」という）との連絡調整に当たらせること。また、業務責任者に事故等のあるときは、同等の責任能力を持つ臨時代行者を設置し、その任に当たらせること。
- (3) 安全・衛生管理要項の提出
調理業務従事者及び食材の安全・衛生管理の徹底を図るため、安全・衛生管理要項を作成し、互助会に提出すること。
- (4) 事業報告書の提出
毎月 10 日までに、前月の「利用実績報告書」を提出し、互助会と定期的に打合せを実施すること。

4 経費負担

- (1) 互助会の負担経費
 - ア 施設・設備に関わる経費（食券自動販売機含む）及びこれらの補修、修繕に要する経費
 - イ 光熱水費のうち、受託者が負担する額との差額
- (2) 受託者の負担経費
 - ア 光熱水費（電気・ガス・上下水道）として毎月 25 万円。ただし、使用実績及び光熱水費高騰などの社会情勢を踏まえて金額を変更する場合がある。
 - イ 会員に対する割引利用価格（2 割程度）相当分
 - ウ 業務に必要な原材料費

- エ 業務に必要な食器具等に要する経費
- オ 業務に必要な従事者の被服等に要する経費
- カ 業務に必要な調理用品、手入れ用品等に要する経費
- キ 業務で発生するごみ処理に要する経費
- ク 厨房、厨房倉庫内、控室及び営業時間に係る客席部分の清掃に要する経費
- ケ 洗浄、消毒、清掃に必要な洗剤・薬品等に要する経費
- コ 従事者の使用する雑貨、文具、救急薬品等に要する経費
- サ その他、日々消耗する物品について受託者の負担が適当と認められるもの

5 献立内容と価格

(1) 献立内容

- ア 献立は栄養士が作成する。献立の作成に当たっては、栄養のバランスや野菜を多く使用した献立とし、会員の嗜好に留意すること。
- イ 食材の選択に当たっては、素材の鮮度を重視し、かつ安全性を確認すること。
- ウ 定食は、毎日3種類程度提供すること。
- エ 定食のほか、毎日、カレー・麺類(そば、うどん、ラーメン)・小鉢(10品程度)・おにぎり等やその他工夫したメニューを提供すること。
- オ 毎日弁当を提供し、希望に応じて各職場に配達し、容器を回収すること。

(2) 価格

販売価格は消費税込みとし、11:00～14:00の営業時間における上限価格は、会員に対する割引を行う前の価格で1,000円未満とする。

6 設備及び器具

調理業務及び接客サービス業務は、食堂に備え付けられた設備・器具等(参考資料2を参照。)を使用して行うこと。これらの設備・器具等は、無償で貸し付ける。

7 その他

(1) 障害者の雇用促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の理念に基づき、障害者の雇用促進に向けて努めること。

(2) 使用する食器具等

食器具等は、原則として強化磁器、天然木等を使用し、環境ホルモン等の疑いがある材質製品(ポリカーボネート等)は原則として使用しないこと。また、食器具等は原則として再利用が可能なものとする。

(3) 開設準備期間

食堂業務の委託開始は令和8年5月1日とし、開設準備期間は令和8年5月1日以降2週間以内とする。ただし、これによりがたい場合は別途協議する。

(4) 環境保全への配慮

目黒区が推進する環境保全施策を理解し、残食、残菜等廃棄物、光熱水費等の削減に努め、環境負荷の低減に積極的に取り組むこと。

(5) イベントメニュー等について

季節的・イベント的なメニュー、被災地支援や友好都市等との交流を目的としたメニューを年数回提供すること。また、目黒区のイメージアップ向上を目的とするメディア等による取材対応については、通常営業に支障をきたさない範囲内において協力すること。